



住所の異動には住民異動届の手続きを

他の市区町村への転出、鏡石町内での転居など住所が変わるときには、住民異動届（左の写真参照）の手続きが必要となります。住民異動届の用紙は、窓口に備え付けてありますので、窓口の職員に声をかけてください。

住所の異動届が必要ですが

転入や転出などによって住所が変わった場合には、役場へ住所異動の届出をする必要があります。

正しい住所を届けていないと国民年金や国民健康保険、医療費の助成や児童手当の給付が受けられないなどの影響が出てきます。異動があった場合は必ず期限内に届け出てください。各届出の期限は、表1で確認してください。

本人確認にご協力ください
住民異動や戸籍の届出の際、本人確認を行っております。運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真の身分証明書をご持参ください。

代理人届出の場合は委任状が必要です

届出は、異動者本人または同じ世帯の方が行ってください。その他の方が代理人として届ける場合は、異動者本人が書いた委任状が必要です。

印鑑登録は本人が申請を

印鑑登録の手続きは、登録する本人が申請するのが原則です。どうしても代理人に依頼しなければならない場合は本人が書いた代理人選任届が必要となります。

なお、代理人申請の場合、その場で登録証（カード）及び印鑑証明書の交付は出来ません。登録意思を確認するための照会書を本人宛に郵送し、本人が署名・押印した回答書を本人または代理人がお持ちになったときに交付しますので、日数がかかります。

届出は時間の余裕を持って

これからの時期、特に週始めや金曜日は窓口が混み合う場合があります。転入と同時に婚姻などの戸籍届出や印鑑登録・保険証交付などを受けられる方は、手続きに多少お時間がかかりますので、余裕をもっておいでください。

町税務町民課

☎ 62 2 1 1 2

就職・退職したら国保の手続きを

職場の健康保険に加入、脱退した場合は、役場への届出が必要となります。加入や脱退の届出が遅れると、保険税を遡って何年分も納めることになったり、国保で使った医療費を後で返すことになったりしますので注意しましょう。

なお、国保に加入する場合は会社を退職した証明書や、国保を脱退するときは職場の健康保険証をお持ちください。

児童扶養手当などを受けている方は

児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出などの住所変更をしたときには、変更後14日以内に、受給者証を持って町健康福祉課で手続きをしてください。

また、転出される方で引き続き受給される方は、本町で発行する所得証明書を持って転入先で手続きをしてください。

なお、手続きが遅れた方は、**手当の返還を求められることもありますので、ご注意ください。**

水道の連絡も忘れずに

引っ越しで、水道を止めたり、新たに使用したりする場合は、3日前までに上下水道課にご連絡ください。水道は、引っ越し当日まで使用することができます。

また、家を新築や改築するために水道の使用を一時中止する場合は、旅行などで長期留守にするために水道をご利用にならない場合も連絡をお願いします。

☎ 62 2 3 4 8

児童手当を受けている方は

児童手当を受給している方が、他の市町村に住所を移すと本町での受給資格はなくなります。

受給者の方は、本町から児童手当所得証明書の交付を受け、転出した日から15日以内に転入された市町村で新たに手続きをしてください。

☎ 62 2 1 1 5

住民異動の手続きはお早めに!!

3月～4月は入学・就職そして転勤などで引越しをする方も多いと思います。今月は、異動に関する手続きについてお知らせいたします。

住民基本台帳の閲覧状況をお知らせします

住民基本台帳法の一部改正（個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制度を見直し、閲覧のできる場合を限定。偽りその他不正の手段による罰則の強化）により、毎年1回、閲覧の状況（閲覧者の氏名、利用目的、閲覧年月日、閲覧範囲等）を公表することが規定されました。

これに基づき、平成18年11月～平成20年2月までの閲覧状況を下記のとおり公表します。

問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62 2 1 1 2

閲覧者	委託者	利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊福島地方協力本部 1等海曹 布田和久		自衛官の募集対象者抽出	平成19年2月14日	平成1年4月2日～平成2年4月1日 生まれの男女 平成4年4月2日～平成5年4月1日 生まれの男198人
(株)ITスクエア 代表取締役社長 小林正利	福島県保健福祉部長(医療看護グループ)	平成18年度「福島県保健医療に関する県民意識調査」の対象者抽出	平成19年3月8日	町内全域20歳以上の住民20人
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	金融広報中央委員会(日本銀行情報サービス局内) 会長 豊田武久	「家計の金融行動に関する世論調査」の対象者抽出	平成19年9月21日	笠石・境・中町の20歳以上の男女17人
(社)中央調査者 会長 若林清造	国土交通省土地・水質源局 土地情報課長	「土地問題に関する国民の意識調査」の対象者抽出	平成19年11月21日	豊郷中・羽鳥の20歳以上の男女16人
(社)中央調査者 会長 若林清造	法務省法務総合研究所 研究部長	「第3回犯罪被害実態(暗数)調査」の対象者抽出	平成19年12月17日	中央・本町の16歳以上の男女17人
新情報センター 事務局長 平谷伸次	内閣府 政策統括官付 参事官 高橋広行	「自殺対策に関する意識調査」の対象者抽出	平成20年2月4日	鏡沼の20歳以上の男女15人
自衛隊福島地方協力本部 地域事務所 広報官 布田和久		自衛官の募集に伴う広報	平成20年2月20日 ～ 平成20年2月21日	平成2年4月2日～平成3年4月1日 生まれの男女 平成5年4月2日～平成6年4月1日 生まれの男 計213人

表2 国保の届出一覧

	こんなとき	持参するもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	親の保険証、母子健康手帳、通帳、印鑑
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	印鑑
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
	他の市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
その他の異動	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の被保険者が死亡したとき
	死亡を証明するもの、保険証、通帳、印鑑	生活保護を受けるようになったとき
	死亡を証明するもの、保険証、印鑑	外国籍の人がやめるとき
	保険証、外国人登録証明書	退職者医療制度の対象となったとき
保険証、年金証書、印鑑	同じ市区町村で住所が変わったとき	保険証、印鑑
世帯主や氏名が変わったとき	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証、在学証明書、印鑑
修学のため、別に住所を定めるとき	保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの、印鑑

表1 住民異動届一覧

届出事項	どんなときに (届出事由)	いつ (届出期間)	だれが (届出人)	届出に必要なもの (添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	本人、同じ世帯の方または代理人()	①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②身分証明書(写真付) ③印鑑
	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前に	本人、同じ世帯の方または代理人()	①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めた日から14日以内	本人、同じ世帯の方または代理人()	①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑

代理人の場合は委任状が必要です。